

国民を対象とする老齢年金制度および遺族給付制度の保険料率が、それぞれ8.7%から8.8%へ、1.5%から1.4%へと変更された。また疾病に関する社会保険制度部門では、医療の現物給付をおこなう疾病金庫制度で5.8%か

ら6.6%（被用者の場合には労使折半）へ引上げられ、金銭給付をおこなう疾病保険制度で全体として0.5%引上げられた。

Revue belge de sécurité sociale,
Anneelx, No. 1, Janvier 1967, 99~100 pp.
(上村政彦)

ノルウェーの国民保険に関する新立法

1966年6月17日の国民保険に関する新しい法律（第12号）が、1967年1月1日から施行された。

この新立法は、老齢年金、リハビリテーション援護、廃疾保険、遺族保険、母親給付などに関する従来の法制に改善を加え、これに代るものとして立法化されたものであるが、とくにつぎの2点に重要な意味をもつ。

1) 各部門の給付に共通する「基準額」(basic amount) が導入され、給付水準に

ニュース



断片

関する各部門間の調整がおこなわれたこと。すなわち、当初この基準額は5,400クローネ

とされたが、これら各部門の給付額はすべてこの基準額に関連して決定される。ただし、この基準額は毎年1回、消費物価指数の上昇に合わせて調整され、さらに2年ごとに再計算される。その上、議会も、年金受給者が国の全般的繁栄の利益を受け得るように、独自の調整をおこなうものとされている。

2) 所得および被保険者期間に比例した補足的年金制度を導入したこと。すなわち各種年金額は、「基準額」をもととして算定した定額部分と所得および被保険者期間に比例した補足比例部分の合算額として計算される。補足比例部分は年金点数を用いて算定されるが、その点数は当該被保険者の所得を毎年そ

の年の「基準額」で割って算定される。

以上の2点のほか、この新立法は将来において医療の現物給付、傷病手当、失業手当、業務災害給付などの短期給付部門に関する諸法規定を吸収合体させることとしており、その段階では、この新立法が総合的な社会保障法典になるものと予定されている。

新立法による各種給付の概要はつぎのとおりである。

1) 老 齢 年 金

3年以上の被保険者期間を条件として70歳から支給される。年金額は定額部分の基礎年金と比例部分の補足年金からなるが、まず基礎年金の年金率は、単身者で「基準額」に相当する額、夫婦では「基準額」の150%とされ、18歳未満の児童がいる場合には同じく25%が加算される。この年金額は被保険者期間が40年以上の場合に完全年金とされ、40年未満の場合にはその年数に比例して減額年金として支給される。

つぎに補足年金は「基準額」に平均年金点数（被保険者期間中の各年の年金点数のうち、も

とも高い方に属する20年分の平均)を掛けてその額を算定する。この年金も被保険者期間が40年以上の場合に完全年金として支給され、40年未満の場合には年数に比例して減額年金が支給される。ただし被保険者期間が少くとも3年以上なければならないとされる。

2) リハビリテーション援護

請求前少くとも3年間の被保険者期間、または請求前少くとも1年間の被保険者期間と少くとも1年間の肉体的、精神的原因による不就業を条件として援護がおこなわれる。

援護の内容は、病院またはリハビリテーション施設への収容、そこでの治療、および新しい職業のための訓練、適応手当、ならびに新しい職業につくための旅費、移転手当、移転費貸付などの給付である。

18歳を越える者にはリハビリテーションを受ける間、廃疾年金の完全年金額に等しいリハビリテーション手当が支給される。

3) 廃疾給付

リハビリテーション給付と同じ要件で支給されるが、適切な治療を終えた者が、いぜん疾病、傷害あるいはその他の損傷にかかってい

る場合、それが相当程度の特別の出費を必要とすることを条件に、「基準額」の12%に相当する基本給付額が支給される。廃疾者が特別の看護または家事の手伝いを必要とする場合には、基準額の20%に相当する特別手当が支給される。

18歳以上の者が、適切な治療を受け、職業再訓練を受けた後、いぜんとして稼働能力が正常の半分以下の場合、70歳に達した者の老齢年金(基礎年金と補足年金の合算額)の完全年金額に等しい廃疾年金が支給される。部分的廃疾年金の年金率は廃疾の程度に応じて決定される。ただし稼働能力が3分の2以上減少した場合、年金率は廃疾年金総額のうち基礎年金額を下ることができず、4分の3以上の場合には諸般の事情を勘案して廃疾年金総額が支給されることができるとされる。

被扶養者加算としては、60歳以上の配偶者につき基礎年金額の50%、18歳未満の児童につき同じく25%が支給される。

4) 遺族給付

被保険者の死亡に関連する給付としては、まず「基準額」の15%に等しい死亡一時金

(寡婦または遺児がいる場合には40%)が支給される。

つぎに、被保険者期間3年以上を条件としてつぎのような遺族給付が支給される。すなわち、寡婦に対してはその年間所得が「基準額」の50%をこえない場合、「基準額」に補足年金の55%を加えたものに等しい額が支給される(補足年金は死亡した者が死亡時に完全廃疾となった場合を仮定)、また年間所得が「基準額」の50%をこえる場合、その年金額は上記の遺族年金額と「基準額」の50%をこえる所得部分の40%との間で決定される。寡婦がその子供を他人にあずけなければならない場合には、年間に「基準額」の18%に等しい遺族扶助が支給される。子供の養育または技能修得のため稼働し得ない寡婦(またはかん夫)に対しては、遺族年金の完全年金額に等しい一時遺族給付が支給される。

18歳未満の遺児に対しては、年間に、第1子につき「基準額」の40%、以後子供1人につき25%の遺児年金が支給される。両親死亡



の場合、第1子に遺族年金の完全年金額に等しい額、第2子に「基準額」の40%、以後子供1人につき同じく25%が支給される。

5) 母親給付

3年の被保険者期間を条件として、未婚の母親に援助がおこなわれる。すなわち未婚の母親が出産した場合に「基準額」の3分の1に等しい一時金が支給され、さらに分娩前に

2か月までは「基準額」に等しい一時給付が支給され、分娩後も職業訓練等を受け、かつ適当な雇用につくまで同じ一時給付が支給される。訓練または勤務のため子供を他人にあずける場合には「基準額」の18%にあたる扶助がおこなわれる。

ILO, *International Labour Review*, No. 3, Vol. 95, March 1967, pp. 247~251.

(上村政彦)

第2回東南アジア・西太平洋地域 社会福祉セミナー

1967年9月18日から22日にかけて、第2回東南アジア・西太平洋地域セミナーが、東京において開催された。

このセミナーは、1966年9月ワシントンで開催された国際社会事業会議の際に行なわれた東南アジア、西太平洋地域各国代表の集会

ニュース



断片

で取決められたものであって、その後国際社会福祉協議会東南アジア・西太平洋地域事務

局、国際社会福祉協議会日本国委員会及び全国社会福祉協議会が主として準備を行ってきたものである。

このセミナーには、東南アジア・西太平洋地域から14カ国の代表と、エカフェ、ユニセフその他の国際機関、団体の代表、計156人が参加した。

セミナーの主題は「社会福祉に働く人の開発について」(Meeting the Social Welfare Man-Power Need in Southeast Asia and

Western Pacific) ということであった。

セミナーは18日午後2時より、常陸宮の臨席のもとに、華々しく開催され、引続いて全体会議が行なわれた。全体会議は主に、主題にもとづく総括的な問題提起であったが、これにはエカフェ、セイロン、香港、日本など代表が報告した。

2日目の午後からセミナーは3つの分科会にわかれて、熱心な討議が行なわれた。第1分科会は「社会変動は社会福祉従事者の需要と供給およびその職種にどのような影響を与えるか」というテーマが設定された。討論は児童福祉、青少年問題、心身障害者問題その他の分野ごとの特殊性を考慮しつつ、社会変動が社会福祉にどのような影響をおよぼすかという点を前提にして、社会福祉従事者の質の両面にわたる問題を主として行なった。第2分科会は「社会福祉従事者の養成、確保と処遇条件」をテーマとしている。ここでは社会福祉従事者は計画者、管理者であると同時に技術者であるという複数の役割をもつことを確認し、この上に立って社会福祉従事者の養成、処遇条件がどのようなものでなければ